

京都市告示第 4 3 4号

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき，次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重 要 な 経 過 地
1	山科西野山経 16号線	山科区西野山射庭ノ上町265番地の3地先 同上		
2	醍醐陀羅谷 100号線	伏見区醍醐一ノ切町42番地の乙地先 同町39番地，36番地の2合地地先		
3	醍醐陀羅谷 103号線	伏見区醍醐三ノ切2番地の1地先 同区醍醐陀羅谷7番地の1地先		
4	醍醐陀羅谷 106号線	伏見区醍醐一ノ切町45番地の2地先 同町45番地の乙地先		

(建設局土木管理部道路明示課)